

ねんきんコーナー

国民年金加入の届出を!

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して保険料を納めることになっていきます。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、病気やけがで障がいが残ったときや、家族の働き手が亡くなったときに、あなたの生活をサポートします。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受け取れない場合があります。「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、役場または年金事務所へお問い合わせください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」「保険料免除制度」など保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、役場または年金事務所にて申請してください。

2年前納(口座振替)が始まります

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納が利用できるようになります。

2年前納は、口座振替のみ利用可能です。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

◆2年前納(口座振替)の3つのメリット

- 2年間で1万4千円程度の割引となります。
- 2年前納した分の全額が、その年の社会保険料控除の対象となります。
- 口座振替で納付することにより、納め忘れを防ぐことができます。

◆申込期限

毎年2月末

○お問い合わせ

- 黒潮町役場
本庁住民課 住基戸籍係
☎ 43-2800 (直通)
- 佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
☎ 55-3701 (直通)
- 日本年金機構 幡多年金事務所
☎ 34-1616

平成26年度 黒潮町宮川奨学資金貸与奨学生を募集します

黒潮町では、教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に寄与するとともに、有為の人材を育成することを目的に、学資の貸与を受ける黒潮町宮川奨学資金貸与奨学生を募集します。

◆申込受付期間

2月3日(月)～25日(火)

◆奨学生の資格

- ① 申請者および保護者が本町に引き続き3年以上居住している方(住民基本台帳に記載されていること)
- ② 優秀な生徒で高等学校以上の学校に入学ならびに在学し、修学の志を有するにもかかわらず、経済的理由により修学または入学困難と認められる方
- ③ 品行方正、向学心旺盛、志操堅実で在学学校長の推薦がある方

※奨学生は「黒潮町宮川奨学資金資格選考委員会」の意見をもとに教育長が決定します。

◆奨学金の額

- ① 高校またはこれと同程度の学校の奨学生 月額2万円以内
- ② 大学またはこれと同程度の学校の奨学生 月額3万円以内

◆奨学金の貸与

4月および10月の、年2回に分けて貸与します。

◆貸付の期間

その学校における正規の修学期間を限度とします。

◆奨学金の返還

卒業の月の1年後から、奨学資金貸付年数の2倍以内の期間内に、全額を半年賦で返還してください。

【納付期日】

- 前期分 6月25日まで
- 後期分 12月25日まで

◆申請の手続き

出身学校または在学学校長の推薦を受けて、次の書類を提出してください。

- ① 奨学生願書(様式第1号)
- ② 奨学生推薦調書(様式第2号)
- ③ 添付書類

- 住民票(申請者・保護者)
- 平成24年中分の所得証明書(申請者の世帯全員)
- 平成25年度分の納税証明書(申請者の世帯全員)

○お申し込み・お問い合わせ
教育委員会 学校教育係

☎ 55-3190 (直通)